

令和4年3月14日

暗号資産交換業者 各位

金融庁総合政策局長  
松尾 元信  
財務省国際局長  
三村 淳

ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた対応について（要請）

- 我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、閣議了解<sup>(注1)</sup>を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）による支払規制を含めた諸般の措置を実施している。

財務省は、令和2年10月20日、外為法の解釈運用通達を改正し、外為法第16条第1項に規定する支払等には、暗号資産の移転を含むことを明確化しており、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として外務省告示により指定された者（以下、資産凍結等の措置の対象者という。）に対する暗号資産の移転に係る支払も支払規制の対象とされている。

（注1） 閣議了解「「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」（2月26日付）など

（財務省ホームページ）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/recent.html#ukraine](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/recent.html#ukraine)

- 暗号資産交換業者においては、この趣旨を踏まえ、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、以下の措置を実施していただきたい。なお、その実施に当たっては、別紙についても留意いただきたい。

## 記

- ① 顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないこと。顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスである疑いがあると判断した場合には、資産凍結等の措置の対象者のアドレスでないことを確認した後でなければ、暗号資産の移転を行わないこと。

(注2) 暗号資産交換業者が取引の相手方として資産凍結等の措置の対象者と暗号資産の売買等の暗号資産に係る取引を行う場合、それに伴って暗号資産の移転や金銭の支払があれば、(帳簿残高の付替えであっても)当該移転は外為法上の支払に該当することに留意すること。

- ② 顧客から依頼を受けて暗号資産を移転した場合であって、暗号資産の移転先が資産凍結等の措置の対象者であることが判明したときは、金融庁、財務省等に速やかに報告すること。

- ③ 上記①②の措置の実効性を高めるため、暗号資産に係る取引について、モニタリングを強化すること

(注3) 資産凍結等の措置の対象者を相手方とする取引でなくとも、資産凍結等の措置の対象者の関与が疑われる取引については、金融庁で公表している「疑わしい取引の参考事例(暗号資産交換業者)」を参照して、速やかに疑わしい取引の届出を行うこと。

以上

## 留意事項

- 本紙記載の措置の実施に当たっては、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年11月22日）において、以下のとおり、記載されていることに留意いただきたい。
- ・ （3）リスクの低減策の1つである顧客管理（Customer Due Diligence）に関し、「顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること」と記載されていること
  - ・ （4）海外送金等を行う場合の留意点として、「自ら又は他の金融機関等を通じて海外送金等を行う場合に、外為法をはじめとする海外送金等に係る国内外の法規制等に則り、関係国等の制裁リストとの照合等の必要な措置を講ずることは、もとより当然である。また、海外送金等の業務は、取引相手に対して自らの監視が及びにくいなど、国内に影響範囲がとどまる業務とは異なるリスクに直面していることに特に留意が必要である。金融機関等においては、こうしたリスクの相違のほか、外国当局の動向や国際的な議論にも配慮した上で、リスクの特定・評価・低減を的確に行う必要がある。」と記載されていること
- また、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第1項において、暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならないとされていることに留意いただきたい。